

関東財務局における 新型コロナウイルス感染症の感染者の発生について

【概要】

7月31日（金）、関東財務局東京財務事務所（東京都文京区）の職員A（男性、50代、埼玉県さいたま市在住）が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

職員Aは、7月29日（水）に新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した当局東京財務事務所の職員Bと、同じ執務室において業務に従事しておりました。このため、翌30日（木）に自宅待機をしていたところ、発熱等の症状が出現したことから、PCR検査を受検した結果、感染が判明したものです。

【当該職員の従事状況等】

職員Aは、関東財務局において、国有財産の管理処分関連の事務に従事しており、広く一般の方々と接する窓口業務は行っておりませんでした。

職員Aは、過去2週間のうち関係業者との打合せを複数回行いましたが、全員マスク着用、換気等の感染予防対策を講じておりました。

【関東財務局における対応】

職員Aが勤務していた執務室等の消毒は既に完了しております。今後も、保健所が行う感染経路の特定など所定の調査に協力するほか、保健所等専門家の指示を踏まえ対応してまいります。現時点において、発熱等の症状がある職員は業務に従事しておりません。

【関東財務局の感染予防】

関東財務局では、以下の対策を講じ、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めており、引き続き、これらの対策を徹底してまいります。

- ・ 時差出勤、テレワーク等の実施
- ・ 手洗い、手指消毒の徹底
- ・ 咳エチケット・マスクの着用の励行 等